

「やまぐち森林づくり県民税」
第5期対策(案)

令和6年(2024年)12月

山口県

目 次

1	趣旨	………… p. 1
2	検討状況等	………… p. 1
3	第5期対策（案）	………… p. 2
4	やまぐち森林づくり推進協議会の開催	………… p. 3
5	参考資料	………… p. 5

1 趣旨

県土の7割を占める森林は、山地での災害防止をはじめ、水源のかん養や快適な生活環境の形成など、多面的な機能を有しており、その働きを通じ、県民の暮らしや産業活動に様々な恩恵をもたらしています。

県では、こうした県民共有の財産である森林を、健全な姿で次世代へ引き継ぐため、平成17年度に導入した森林づくり県民税を活用し、荒廃森林の整備や繁茂竹林の伐採等を計画的に実施するとともに、地域において様々な森林づくり活動に取り組むボランティア団体を支援するなど、県民参加の森林づくりを積極的に推進してきました。

こうした中、森林づくり県民税は、本年度で第4期対策が満了を迎えることから、来年度以降の対応について、県民の皆様をはじめ、市町・関係団体や学識経験者等で構成される森林づくり推進協議会から幅広い御意見をお伺いしながら、検討を重ねてまいりました。

この結果、県民アンケート調査では、約9割の方が県民税事業の継続に理解を示され、市町等からは森林整備の継続的な取組が必要との意見が寄せられ、森林づくり推進協議会においても、「県民税事業は継続すべき」との提言がなされたところです。

一方、全国各地で集中豪雨等による災害が頻発しており、森林の果たすべき役割の重要性が高まる中、本県においては、荒廃した人工林や繁茂した竹林が、今なお多く見受けられる状況にあり、また、高齢化や過疎化が進行する中で、県民の暮らしに身近な里山等の整備も課題となっています。

こうした課題に的確に対応し、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮され、県民の皆様が将来にわたりその恩恵を享受できるよう、来年度以降も森林づくり県民税を継続し、森林の再生に向けた取組を着実に進めることが必要なことから、森林づくり県民税の第5期対策（案）を策定しました。

2 検討状況等

時 期	内 容
7月23日(火)	第1回やまぐち森林づくり推進協議会
8月2日(金)～9月20日(金)	県民アンケート調査
8月19日(月)～10月6日(日)	市町・関係団体意見聴取
5月2日(木)～8月5日(月)	事業地における植生の回復状況等の調査
10月17日(木)	第2回やまぐち森林づくり推進協議会

3 第5期対策（案）

（1）実施期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

（2）課税方式

現行の継続（県民税均等割の超過課税方式）

（3）税 額

現行の継続

〔 個人：年額 500 円
法人：県民税均等割額の 5 %相当額（1 千円～4 万円） 〕

（4）取組概要

森林の活力再生に向け、荒廃森林の整備や繁茂竹林の伐採の継続と併せ、多様な主体による里山等の整備を推進するとともに、県民参加の森林づくりに向けては、県民が森林と関わり合う新たな仕組みづくりや、県民税関連事業等の情報発信に取り組む。

ア ハード対策

（ア）森林機能の回復について

奥山等の荒廃したスギ・ヒノキ人工林において、強度な間伐を実施し、林内植生の回復を促進させ、健全な森林へ誘導。

（イ）繁茂竹林の整備について

スギ・ヒノキ人工林や耕作地、生活環境等に支障をきたす、繁茂・拡大した竹林及び伐採後の再生竹の除去等を行い、自然林への更新を誘導。

（ウ）里山等の整備支援について

県民生活に身近な集落周辺の森林を、地域住民等が主体となり再生・保全する取組を支援。

イ ソフト対策

（ア）森林と関わり合う新たな仕組みづくりの推進について

地域での里山活動団体の交流や広域的な森林づくり活動への支援、ボランティア人材の育成等を一体的に推進。

（イ）県民税関連事業等の情報発信について

各種媒体やイベント等を活用し、森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性、これを支える県民税関連事業の取組を対象者層に応じ効果的に発信。

4 やまぐち森林づくり推進協議会の開催

(1) 第1回協議会の開催状況（令和6年7月23日）

ア 議題

- (ア) 令和5年度事業実績について
- (イ) 令和6年度事業計画について
- (ウ) 第4期対策のこれまでの取組について
- (エ) 第1期対策から第4期対策までの成果・課題について
- (オ) 今後の検討スケジュールについて

イ 主な意見

- ・ 荒廃森林の整備率は約3割の状況であり、竹の伐採についても地域からの要望が多いことから、継続的な整備が必要。
- ・ 市町実施事業については、要望が少ないが、課題等を踏まえ対応を検討することが必要。
- ・ ボランティア団体の支援は、現場ニーズ等を踏まえ効果的な事業となるよう見直しが必要。
- ・ SNSを活用した動画での情報発信など、若者へ事業内容や効果をもっとアピールすることが必要。
- ・ 様々な機会を通じて、効果的かつ分かりやすく県民へ周知を行うことが重要。
- ・ ソフト事業については、他県の状況等も参考にしながら検討していくべき。

ウ 協議結果

県民税事業の必要性や重要性について、協議会としての共通認識が図られた。

今後、県民の皆様や市町、関係団体などの幅広い御意見をお伺いしながら検討を進めたい。



【第1回協議会の開催状況】

(2) 第2回協議会の開催状況（令和6年10月17日）

ア 議題

- (ア) 県民アンケート調査等の結果について
- (イ) 事業地における植生回復状況等調査の結果について
- (ウ) 来年度以降の対応について

イ 主な意見

- (ア) 継続の必要性について
 - ・ 山地災害の防止は重要であり、これまでの成果やアンケートにおいて9割の方が継続を希望している結果からも継続が必要。
 - ・ 県民アンケート結果は、これまでの取組に対する評価と、森林づくり県民税に対する県民の期待の大きさを表すものと考えられ、継続が必要。
- (イ) 継続する場合の事業内容について
 - ・ 荒廃森林の整備率は約3割の状況であり、竹の伐採についても地域からの要望が多いことから、重点的な取組が必要。
 - ・ 県民税の取組を広く知っていただくため、若い世代に対するSNSを活用した発信など、更なる周知啓発に取り組んで頂きたい。
 - ・ 県民が森林にふれあえる場づくりや里山活動等への積極的な支援により、森林に関わる方を増やすことが必要。

ウ 協議結果

県民アンケート結果や、整備すべき荒廃森林が多くある状況等を踏まえ、協議会として、県民税事業は継続することが必要との、合意形成が図られた。

今後、県民アンケート結果や、本日の議論の状況等を踏まえ、次回の協議会で、来年度以降の対応方針（案）を示されたい。



【第2回協議会の開催状況】

5 参考資料

(1) 県民アンケート調査結果の概要

[対象] 18歳以上の個人：1,311人、企業：2,300社

[有効回答] 個人：439件（回答率：33%）、企業：498件（回答率：22%）

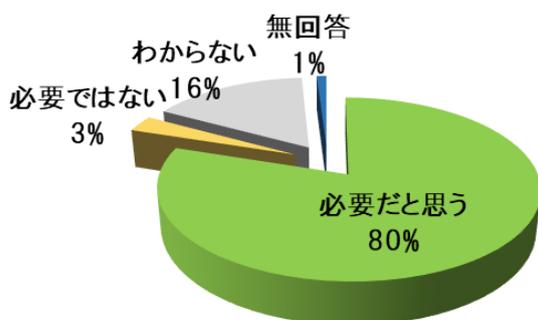
[実施期間] 令和6年8月2日（金）～9月20日（金）

[主な質問と回答]

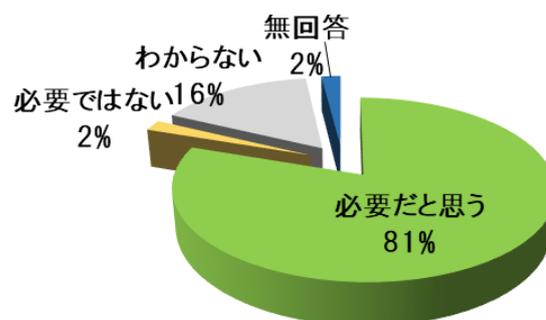
設問は11問あり、うち2問を掲載

※全文は、山口県森林企画課ホームページ内の「令和6年度やまぐち森林づくり推進協議会第2回資料」に掲載

(問) 荒廃森林の再生のための取組について

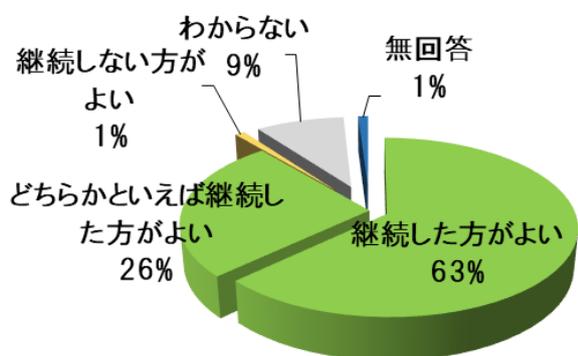


【個人】

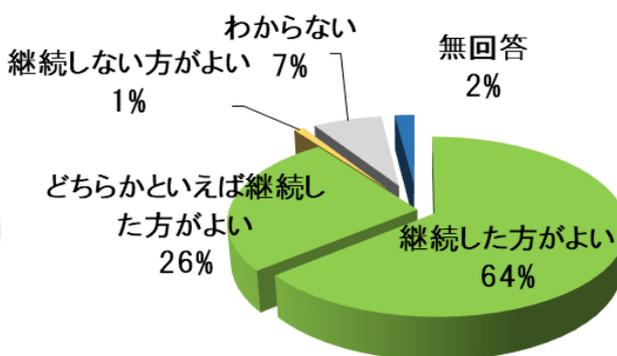


【企業】

(問) 森林づくり県民税による事業の継続について



【個人】



【企業】

(2) 市町・関係団体意見聴取結果の概要

ア 市町 (19 市町)

(ア) 荒廃した人工林の整備、繁茂竹林の伐採

- ・ 多くの住民から、荒廃した人工林の整備や、繁茂・拡大した竹林の伐採について、感謝の声が届いている。
- ・ 荒廃した人工林や繁茂した竹林は、未だ多く存在するため、森林の持つ公益的機能の維持の観点から取組の継続が必要。

(イ) 地域課題の解決に向けた森林整備

- ・ 農地周辺の竹林伐採等を通じた、緩衝帯機能の回復による鳥獣被害の軽減や、山頂周辺の修景伐採による展望の改善など、住民等の活動に寄与している。
- ・ 森林内の遊歩道や山頂周辺の整備により利用者数が増加した。
- ・ 地域の実情に応じた新たな取組が必要。

(ウ) 県民の森林づくり活動への参画促進 (ボランティア団体への支援)

- ・ ボランティア団体の方々が、もっと活動し易く、活動の幅が広がるような見直しが必要ではないか。

イ 関係団体 (山口県森林組合連合会、山口県木材協会など 10 団体)

(ア) 荒廃した人工林の整備、繁茂竹林の伐採

- ・ 健全な森林を育むため、荒廃森林の整備や繁茂竹林対策にしっかり取り組んで欲しい。
- ・ 事業を実施した森林は、下草などの植生の回復が概ね順調である。
- ・ 竹林伐採は、鳥獣被害の軽減にも繋がっており、更なる取組を期待する声を聞く。
- ・ 小規模な事業が多いため、作業時の安全性に関する啓発等が必要。
- ・ 繁茂竹林対策で伐採した竹材の有効活用を促進する取組が必要。

(イ) 県民の森林づくり活動への参画促進 (ボランティア団体への支援)

- ・ 森林・林業の理解促進のために、引き続きボランティア支援は必要。
- ・ 森林づくり活動に参加する人を増やすため、意欲のある活動に対して、柔軟な支援が必要。
- ・ ボランティア活動の幅を広げるため、ボランティア団体の連携強化が必要。
- ・ ボランティア活動を持続するためには、ボランティア技術も含めて、対応できる指導者の養成が必要。

(ウ) 県民税制度の周知について

- ・ 県民税を活用したボランティア団体等が、その旨を周知していく事が必要。

(3) 事業地における植生回復状況の現地調査結果の概要

ア 森林機能回復（強度間伐）

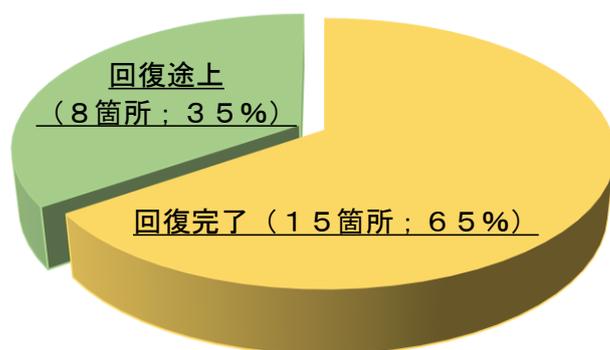
奥山等の荒廃したスギ・ヒノキ人工林を対象に、強度間伐を実施し、林内下層植生の回復した健全な森林へ誘導。

（第1期～第4期通算実績見込：8,539ヘクタール）

【調査方法】

第1期対策（平成17年度）の施工地（事業実施後19年経過）から23箇所を抽出し、林内下層植生の回復状況を調査。

【調査結果】



回復完了（林内下層植生が回復した事業地）



回復途上（林内下層植生が回復中の事業地）

イ 繁茂竹林整備対策

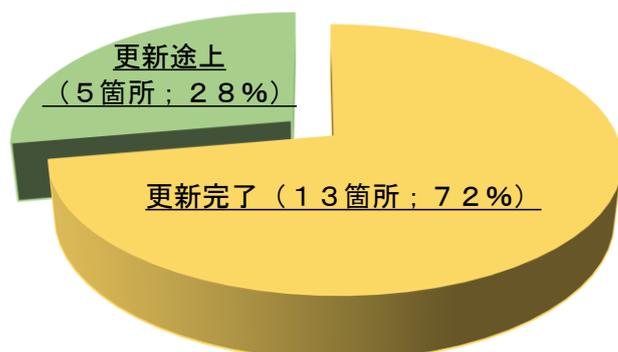
隣接する人工林や耕作地、生活環境等に支障をきたす、繁茂・拡大した竹林を伐採し、広葉樹の再生による自然林への更新を誘導。

（第1期～第4期通算実績見込：1,858ヘクタール）

【調査方法】

第1期対策（平成17年度）の施工地（事業実施後19年経過）から18箇所を抽出し、自然林への更新状況を調査。

【調査結果】



更新完了（自然林への更新が完了した事業地）

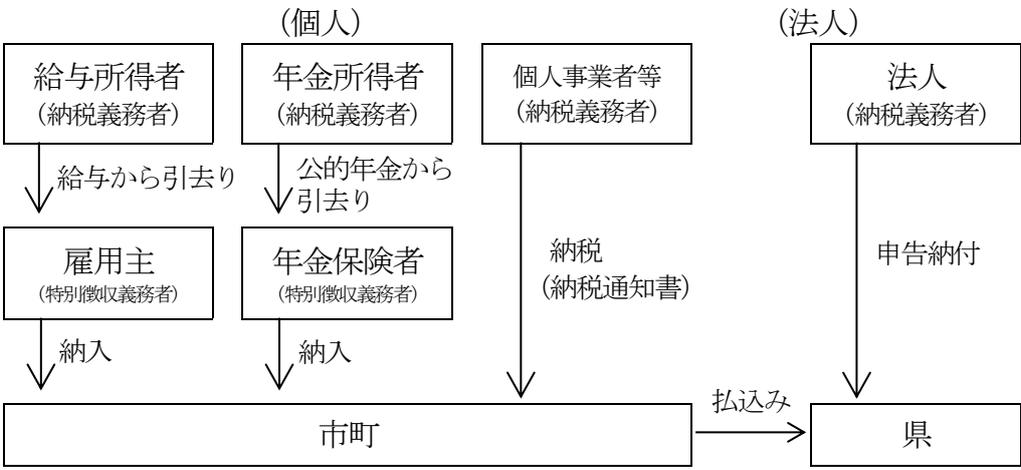


更新途上（自然林への更新途中の事業地）

(4) 第4期対策の取組状況

ア やまぐち森林づくり県民税の概要

やまぐち森林づくり県民税は、現行の県民税均等割の税率に一定額を上乗せする方式をとっています。

対象者	<p>【個人】 県内に住所がある方 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方</p> <p>【法人】 県内に事務所、事業所を持っている法人等</p>																		
税額 (上乗せ額)	<p>【個人】 年額:500 円</p> <p>【法人】 年額:1,000 円～40,000 円 (県民税均等割額の5割相当額)</p> <table border="1" data-bbox="424 629 1377 958"> <thead> <tr> <th>資本金等の金額</th> <th>県民税均等割額</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 億円超</td> <td>年額 800,000 円</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超～50 億円以下</td> <td>年額 540,000 円</td> <td>27,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超～10 億円以下</td> <td>年額 130,000 円</td> <td>6,500 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超～1 億円以下</td> <td>年額 50,000 円</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円以下</td> <td>年額 20,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の金額	県民税均等割額	年額	50 億円超	年額 800,000 円	40,000 円	10 億円超～50 億円以下	年額 540,000 円	27,000 円	1 億円超～10 億円以下	年額 130,000 円	6,500 円	1 千万円超～1 億円以下	年額 50,000 円	2,500 円	1 千万円以下	年額 20,000 円	1,000 円
資本金等の金額	県民税均等割額	年額																	
50 億円超	年額 800,000 円	40,000 円																	
10 億円超～50 億円以下	年額 540,000 円	27,000 円																	
1 億円超～10 億円以下	年額 130,000 円	6,500 円																	
1 千万円超～1 億円以下	年額 50,000 円	2,500 円																	
1 千万円以下	年額 20,000 円	1,000 円																	
納税方法	<p>県民税均等割額に上乗せして納めていただきます。</p>  <p>The flowchart illustrates the payment process. For individuals, it is divided into three categories: (1) Salary recipients (納税義務者) where the employer (特別徴収義務者) deducts the tax from the salary and pays it to the city/town (納入); (2) Pension recipients (納税義務者) where the pension insurer (特別徴収義務者) deducts the tax from public pensions and pays it to the city/town (納入); (3) Individual business owners (納税義務者) who pay the tax directly to the city/town via a tax notification (納税通知書). For corporations (法人), the tax is paid directly to the prefecture (県) through a declaration and payment (申告納付). The city/town then remits the total amount to the prefecture (払込み).</p>																		
使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林機能回復事業 ・ 繁茂竹林整備事業 ・ 地域が育む豊かな森林づくり推進事業 ・ 地域森林づくり活動強化対策事業 ・ 県民参加の森林づくり推進事業 																		
税収規模	<p>・ 第4期税収見込額 約 20.25 億円</p>																		
その他	<p>・ 施行期日 平成 17 年 4 月 1 日</p> <p>・ 実施期間 20 年間</p> <p>第1期：平成 17～21 年度、第2期：平成 22～26 年度、 第3期：平成 27～令和元年度、第4期：令和 2 年度～令和 6 年度</p>																		

イ 事業の全体概要

山口県では、山地災害の防止をはじめ、水源のかん養や快適な生活環境の形成など、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、荒廃したスギ・ヒノキ人工林の整備など、5つの取組を進めています。

(事業費の単位：千円)

区分		令和2～5 年度実績①	令和6年度 計画②	第4期合計 見込み①+②	5年間の 整備目標
森林機能回復事業	整備面積	1,627.85 ^{ヘク} _{ター}	400 ^{ヘク} _{ター}	2,027.85 ^{ヘク} _{ター}	2,000 ^{ヘク} _{ター}
	事業費	771,403	202,732	974,135	
繁茂竹林整備事業	整備面積	343.69 ^{ヘク} _{ター}	70 ^{ヘク} _{ター}	413.69 ^{ヘク} _{ター}	350 ^{ヘク} _{ター}
	再生竹除去等面積	985.99 ^{ヘク} _{ター}	242 ^{ヘク} _{ター}	1,227.99 ^{ヘク} _{ター}	
	事業費	617,327	175,331	792,658	
小計		1,388,730	378,063	1,766,793	
地域が育む豊かな森林づくり推進事業（ハード対策）					
中山間地域対策	取組市町	5市 (6集落4法人)	3市 (1集落3法人)	5市 (6集落4法人)	— 単年度事業費 50,000千円
	事業費	41,341	13,953	55,294	
地域課題対策	取組市町	17市町	15市町	17市町	
	事業費	106,799	36,047	142,846	
小計		148,140	50,000	198,140	
地域森林づくり活動強化対策事業（ソフト対策）					
森林環境ボランティア養成事業	事業費	3,182	1,000	4,182	— 単年度事業費 8,000千円
森林環境活動サポート事業	取組団体	1市29団体	1町5団体	2市町34団体	
	事業費	17,482	7,000	24,482	
小計		20,664	8,000	28,664	
県民参加の森林づくり推進事業（ソフト対策）	事業費	17,856	10,000	27,856	—
事業費計		1,575,390	446,063	2,021,453	

ウ 個別事業の概要

(ア) 荒廃したスギ・ヒノキ人工林の整備（森林機能回復事業）

奥山等で荒廃したスギ・ヒノキ人工林を間伐し、弱った森林（山地災害防止や水源かん養等の多面的機能が低くなった森林）の機能回復を図っています。



手入れが行き届いていない弱った森林を間伐すると、林の中が明るくなります。光合成が活発になることで、木が太くなり、下層の草も成長するため、雨で土が流されることもなく、二酸化炭素の吸収量も増えるなど、元気な森林がよみがえります。

(イ) 繁茂・拡大した竹林の伐採（繁茂竹林整備事業）

周辺の人工林の成長や生活面で支障をきたす、繁茂・拡大した竹林の伐採により、元の森林の状態へ回復させています。



繁茂・拡大する竹林を伐採し、豊かな森林に戻します。

(ウ) 市町等が取り組む森林整備に対する支援（地域が育む豊かな森林づくり推進事業）

野生鳥獣被害を軽減する明るく見通しの良い森林の整備や、森林公園の保全、海岸林の整備、観光地周辺の景観保全など、市町等が地域の課題として独自に取り組む森林整備を支援しています。

<p>鳥獣被害を防止する里山林整備</p>	
<p>景観を保全するための森林整備</p>	

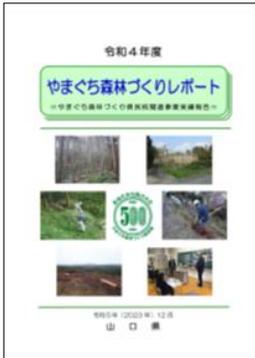
(エ) 県民参加の森林づくり活動への支援(地域森林づくり活動強化対策事業)

ボランティアリーダーの育成やボランティア活動に必要な資機材の支援等により、県民参加による森林づくり活動を促進しています。

		
鋤や苗木の購入を支援	体験交流活動費用を支援	リーダー育成研修の開催

(オ) 森林づくり県民税の普及啓発(県民参加の森林づくり推進事業)

各種行事でのパネル展示や森林づくりレポートの発行等により、県民税の取組や森林・林業の理解促進を図っています。

		
イベント会場でのパネル展示	地域行事での県民税の周知	森林づくりレポートの発行